資料１－１

「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」（四次改定）（素案）への意見と対応案

指摘箇所（ページ、行等）	意　　見	事務局の考え方	素案への対応（青字）
P3 １消費者を取り巻く現状 ９行目	「１．消費者を取り巻く現状」９行で記載されている現状について。 この内容はこれまでの高齢者･若者などの一定のパターンに重心が置かれたままになっているように感じました。 四次改定は第５期消費者基本計画と歩調を合わせ、パラダイムシフトの観点を追記したほうが良いと感じました。 具体的には、「（２）に、消費者の年齢や経済状況等に関わりなく消費者トラブルに遭う可能性が・・・」と記載されているとおり、**誰もが脆弱になる消費者になりうる**という、一文が入ってもよいのではないでしょうか。	９行目の後に 「～傾向にあり、全ての消費者が脆弱になる可能性を持っています。」を加えました。	P3 に記載のとおり。
P3 １(1)超高齢社会の加速 ８行目	・このような状況で、高齢者や障がい～の説明に加える。 →「このような状況で認知機能が低下し、正常な判断が出来にくい高齢者に」の文言を追加	このような状況で認知機能が低下し、正常な判断ができにくい」の記載を追加しました。	P3 に記載のとおり。

指摘箇所（ページ、行等）	意　　見	事務局の考え方	素案への対応（青字）
P4 １(2)デジタル社会の急速な進展 下から 2 行目	・正しい判断が求められています。の後に →「それには、こどもの頃からの消費者教育がいっそう求められる」の文言を追加	「求められています」の表現が続くことになります。 P20 の「課題Ⅱ『消費者教育の推進』」の中に、「消費者教育は、幼児期から高齢期までの生涯を通じて、ライフステージに応じ、～推進する必要があります。」との記載がありますので、ここでの「教育」の追加については割愛させていただきたいと思います。	修正しない。
P4 １(4)キャッシュレス化の進展 下から 1 行目	・金銭管理能力を身に付けることが求められています。 →「特に金銭感覚の乏しい若者においては、注意を促す教育が必要」の文言を追加	金銭感覚が乏しい人は全世代に広がっていますので、現行のままにしたいと思います。	修正しない。
P5 １(5)持続可能な社会に配慮した消費行動 11 行目	・おにぎり 1 個分の食品を毎日捨てていることになります。 →「消費者も食品ロスを出さない工夫が求められています」を追加	「消費者も食品ロスを出さない工夫が求められています」を追加しました。	P5 に記載のとおり。
P5 １(6)災害時等の緊急時における消費行動の変化 下から 3 行目	・非常の事態においても合理的に行動することが、求められています。 →合理的の内容がわかりにくい。具体例があると良い。	「焦らず落ち着いて冷静な判断をすることや、信頼できる人や専門機関に相談するなど、適切に行動することが求められています。」に修正します。	P5 に記載のとおり。

指摘箇所（ページ、行等）	意　　見	事務局の考え方	素案への対応（青字）
P7 ２(2)①「消費生活センターの認知度」について	「消費生活センター」の認知度が低い、このことから知ってもらう為の方策が必要で、知ってもらえば、相談も増えてくると思うし、被害も減る可能性がある。 →消費者啓発講座の認知度をあげる方策が必要 →相談件数の多い 40 代、50 代、60 代、70 代に対する予防的講座も必要と思うので、事例を示し（被害）市民講座を目にふれるように開設する必要があると考えます。	引き続き市政さわやかトーク宅配便や出前講座、小中学校への出張授業などを実施するとともに、様々な媒体を活用して情報発信に努めていきます。	修正しない。
P7 ２(2)⑤「必要だと思う年代別の消費者教育活動」について	「消費者教育」活動 「活動」が追加されていますが、活動は不要ではと感じました。	これまでの過去の市政世論調査（R7、R3、H30）では、実際に『「消費者教育」活動』と記載して調査したことから、現状のままでお願いしたいと思います。	修正しない。
P8 ２(2)⑦「エシカル消費の認知度」について	・エシカル消費の名前も内容も知らないとあるが、「名前」を「言葉」に替える。	これまでの過去の市政世論調査（R7、H30）では、実際に「名前」と記載して調査したことから、現状のままでお願いしたいと思います。	修正しない。

指摘箇所（ページ、行等）	意　　見	事務局の考え方	素案への対応（青字）
P13 ５【目標指標と評価】 指標１の「評価」	・指標１で評価項目→未達成とあるが原因の記載があると良い。	令和７年度は目標値 65.0%を 8.1 ポイント下回っていますが、「日頃から心掛けている」と「どちらかといえば心掛けている」の回答を合わせると約９割の方がトラブル回避を心掛けていることになります。この「どちらかといえば心掛けている」人を、日頃から心掛けるようにするために、機会を捉えて、日頃からトラブル回避を心掛けるよう呼びかけていきたいと考えています。	修正しない。
P13 ５【目標指標と評価】 指標１ 指標３	「目標指標と評価」 ・「指標１」 トラブル回避が未達成からも再考する必要性あり。 ・「指標３」 見守りネットワークがどの程度充実しているか不明。	「指標１」については、本市の最上位計画である新潟市総合計画 2030 における政策指標でもあることから、達成に向けて、上述のとおり、各種講座など、さまざまな機会を捉えて広報活動を行ってまいります。 「指標３」について、見守りネットワークの概要は、別紙「資料１-２」のとおりです。今年度は、消費生活センターは警察署と合同で、各区の民生委員児童委員との連絡会において、悪質商法や特殊詐欺の未然防止や早期発見について説明するとともに、意見交換を行い、見守り活動の連携強化を図っているところです。	P13「指標１」と「指標３」は修正しない。 P11「(5)消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置」に追加して記載。

指摘箇所（ページ、行等）	意　　見	事務局の考え方	素案への対応（青字）
P31 課題Ⅵ「持続可能な社会に配慮した消費行動の推進」 下から４行目	○「一方で、消費者からの従業員等に対する行き過ぎた言動である」 ・下線箇所変更案 **クレームや言動のうち社会通念上許容される範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害する** ○「防止に向けた啓発を実施します」 ・追加案 この文言の前に以下の文言を追加してはいかがでしょうか **加害者にも被害者にもならぬよう**	「行き過ぎた言動である」を下記のとおり変更しました。 「言動であって、社会通念上許容される範囲を超えたものにより、従業員等の就業環境が害される」 また、令和８年 10 月１日の改正労働施策総合推進法施行に伴い、企業等のカスタマーハラスメント対策が義務化されたことと、「消費者が、意図せずにカスハラ加害者とならないよう、またカスハラを意識しすぎて正当な権利を行使できない被害者にもならないよう、」を追加しました。	P31 に記載のとおり。
P36 ２重点的な取組みの目標 取組２の「現状」	Yahoo　について会議での説明で納得しました。 **Yahoo ニュース地域版**　と記載してはいかがでしょうか	正式名称である「Yahoo!くらし」（地域情報）と記載しました。	P36「２重点的な取組みの目標」の「取組２」に記載のとおり。

指摘箇所（ページ、行等）	意　　見	事務局の考え方	素案への対応（青字）
その他	・テレビ等で有名人を使った通信販売品のコーナーがとても多いが、規制はないのでしょうか。 ・最近農産物直売所に保健所が入り「この野菜が体によいとか」と言う言い回しはダメという指導があり、ポップ等の直し、訂正をされたとの事、テレビより強くないのに、何故と思います。	通信販売については、違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とした、特定商取引法（正式名称は「特定商取引に関する法律」）で、事業者が守るべきルールや、クーリング・オフなど消費者を守るルールを定めています。 また、虚偽誇大広告については、景品表示法及び健康増進法の規制の対象になります。 ご指摘のケースは、健康増進法（第65条第１項）で、「食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康保持増進効果等について『著しく』事実に相違する表示又は『著しく』人を誤認させるような表示はしてはならない」と定めている規定があり、その「著しく」に該当する恐れがあるため指導をしたとのことです。	―
その他	・出前講座のメニューとか、申込み方法を知りたい。	主な講座等について別紙「資料１-３」にまとめました。	―